奈情審第73号 令和4年1月26日

奈良市長 様 (審査庁担当課 総務部総務課)

> 奈良市情報公開審査会 会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について(答申)

令和2年8月19日付け奈総総第294号で諮問のあった下記の件について、別 紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 行文第02-3号】

奈良市長が行った令和2年5月19日付け奈健政第30号行政文書部分開示決定 通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について (別紙)

答申: 行 文 第 6 4 号 諮問: 行文第 0 2 - 3 号

答 申

## 第1 審査会の結論

奈良市長が、令和2年5月19日付けで行った奈健政第30号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分について、当審査会は次のとおり判断する。

- 1 部分開示決定処分において不開示とした情報のうち、別表第1の「開示すべき部分」の欄に掲げる部分については、開示すべきである。
- 2 部分開示決定処分において不開示とした情報のうち、別表第2の「不開示部分」の欄に掲げる部分については、理由付記に不備があるので、取り消すべきである。
- 3 部分開示決定処分において特定した行政文書のほかに、別表第3に掲げる行政文書が存在していたが、特定されておらず、同表の行政文書について開示決定等すべきである。

### 第2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年9月3日付けで、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づいて、奈良市長(以下「処分庁」という。)に対して、「令和元年5月から6月までに介護福祉課及び医療政策課職員が送受信した全てのメール(本文に限る。)」の行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- 2 本件開示請求に対する行政文書
  - (1) 処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書(以下「**前件 対象行政文書**」という。)として特定し、令和元年11月1日付け奈健政第124号で部分開示決定(以下「**前件処分**」という。)を行い、審査請求人に通知した。
    - ア 健康医療部医療政策課分
      - (ア) 令和元年5月から6月までの医療政策課代表メール
        - a インターネット系代表メール
          - (a) 送信分 160件、(b) 受信分 110件

- b LGWAN系代表メール
  - (a) 送信分 112件、(b) 受信分 151件
- (イ) 令和元年5月から6月までの医療政策課職員メール
  - a インターネット系メール 13人分
    - (a) 送信分 225件、(b) 受信分 561件
  - b インターネット系庁内メール 13人分
    - (a) 送信分 131件、(b) 受信分 271件
  - c LGWAN系メール 8人分
    - (a) 送信分 13件、(b) 受信分 26件
  - d LGWAN系庁内メール 8人分
    - (a) 送信分 14件、(b) 受信分 22件
- イ 福祉部介護福祉課分
  - (ア) 令和元年5月から6月までの介護福祉課代表メール
    - a インターネット系代表メール
      - (a) 送信分 65件、(b) 受信分 219件
    - b LGWAN系代表メール
      - (a) 送信分 80件、(b) 受信分 196件
  - (イ) 令和元年5月から6月までの介護福祉課職員メール
    - a インターネット系メール
      - (a) 送信分 15人分 120件、(b) 受信分 25人分 833件
    - b インターネット系庁内メール
      - (a) 送信分 9人分 42件、(b) 受信分 13人分 47件
    - c LGWAN系メール
      - (a) 送信分 5人分 8件、(b) 受信分 24人分 104件
    - d LGWAN系庁内メール
      - (a) 送信分 6人分 13件、(b) 受信分 10人分 25件
- (2) 処分庁の前件処分に対して、審査請求人は前件対象行政文書に特定漏れがあることを指摘し、処分庁において前件処分を確認したところ、上記(1)ア(イ) b (a) 1 6 件及び(1)ア(イ) d (a) 3 件が前件処分の特定から抜け落ちていたことを確認し、令和2年5月19日付けで前件処分を取り消し、前件対象行政文書に抜け落ちていた19件を加えて対象行政文書(以下「本件対象行政文書」という。)として特定し、改めて同日付けで部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 処分庁の決定

処分庁は、本件対象行政文書について、次に掲げる本件対象行政文書の部分

に応じ、次の理由により本件処分を行った。

- (1) 本件対象行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第2号に該当する。
  - ア 企業等民間団体職員の氏名、肩書、携帯電話番号及び個人メールアドレス 本並びに市民の氏名、個人メールアドレス、電話番号、住所、郵便番号、年 齢及び画像 特定の個人を識別できるため
  - イ 奈良市議員の個人メールアドレス及び携帯電話番号 当該奈良市議員個 人に関する情報であるため
  - ウ 市民等からの相談や問い合わせ内容及び回答内容、庁内の関係各所への連絡メール本文における本文の内容、市民からの相談に関する医療機関関係者間の協議に係る内容、奈良市職員の個人に関する内容、企業等民間団体からのメールマガジンの内容 特定の個人を識別でき、また特定の個人を識別できなかったとしても、一般に公開されることを前提としない他人に知られたくない当該個人の人格に密接に関連する情報であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため
  - エ 不当要求行為等に関する庁内関係各所間でのメール内容 特定の個人を 識別することができるため
- (2) 本件対象行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第3号に該当する。
  - ア 企業等民間団体のメールアドレス 当該メールアドレスは、外部に公開 されていない法人その他の団体のメールアドレスであり、不特定多数の者 から業務以外のメールが送付される等の事態が想定され、当該法人等の事 業活動に支障を及ぼすおそれがあるため
  - イ 企業等民間団体の業務に関する部分 当該法人等の事業に関する内部情報であり、事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
  - ウ 企業等民間団体の業務に関するやり取りの内容 法人等の施設管理上の セキュリティ情報や市と法人等との間でやり取りされた機密情報であり、 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある ため
- (3) 本件対象行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第4号に該当する。

警察職員の氏名 警部補以下の警察職員に係るものであり、当該警察職員 等への加害行為を容易にし、その生命、身体、財産の保護、犯罪予防その他公 共の秩序の維持に著しく支障を及ぼすため

(4) 本件対象行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第6号に該当

する。

- ア 頁下段に表示されたURL サーバ名、ドメイン名等から庁内ネットワークの構造を類推されることにより、端末への不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大するおそれがあるため
- イ 奈良市職員、官公省庁職員、奈良県職員その他地方公共団体の職員の個人メールアドレス 当該職員一人ひとりに対し職務遂行のために付与されたものであり、個人に対する嫌がらせ等業務目的以外のメールが送付される等の事態が想定され、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ウ 奈良市及び国の事業用メールアドレス 奈良市役所内部及び国内部の限 られた関係者との連絡に使用している事業用メールアドレスであり、業務 目的以外のメールが送付される等の事態が想定され、当該事務事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- エ 特定の画面にログインするためのURL、ユーザーID及びパスワード、 圧縮ファイル名、パスワード、暗号化ファイルを開くためのパスワード 機 密情報が閲覧されたりする等、奈良市の事務事業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあるため
- オ 市民からの相談や問い合わせ等の内容及び回答内容 奈良市に対する主 張や意見等については、一般に公開されることを前提としていないことか ら、奈良市に対する率直な意見等が寄せられなくなる等、奈良市の事務事 業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
- カ 不当要求行為等に関する庁内関係各所間でのメール内容 対応策が取れ なくなる等、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
- キ 市議会議員からの問い合わせや相談内容 市事業等の政策形成過程の部 分であり、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ク 画像 個人に係る情報であり、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある ため
- ケ ファイル (ウェブ上のストレージ含む) のアドレス情報 奈良市役所内 部の限られた関係者のみが利用できるウェブアドレスであり、いたずらや 偽計に利用される等、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
- コ 事業者に対する監査や虐待等権利擁護に関して関係各所間でやり取りした内容 機密情報に該当し、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年7月15日付けで、行政不服

審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

#### 第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書並びに当審査会での口頭意見陳 述での主張を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

本件処分は、他に開示すべき部分が存在しているにもかかわらず、これを不 開示とするものであり、違法又は不当である。

(1) 請求の趣旨及び求める答申の内容

本件処分のうち、他に開示すべき部分が存在しているにもかかわらずこれ を不開示とするものであり、開示するとの裁決を求める。ゆえに、審査会にお いては、開示すべきとの答申を求める。

### (2) 請求の理由

ア 処分庁による一連の行為について

審査請求人が行った令和元年9月3日付け奈良市長あて行政文書開示請求(以下「原請求」という。)の内容は、「令和元年5月から6月までに介護福祉課及び医療政策課職員が送受信した全てのメール(本文に限る。)」である。

審査請求人が原請求をするまでの経緯及び原処分までの経緯は、令和2 年8月25日の審査会における意見陳述の機会に詳述したとおりである。

すなわち、原請求は、健康医療部の事務における市民の医療機関の受信 履歴等を含む個人情報の流出の疑義を抱き、しかもこれが長期間にわたっ て公開されておらず隠蔽の疑いが濃厚であったことから、原請求に係る行 政文書により明らかにするために政務調査として行ったものであり、この 趣旨は処分庁も認識していた。

さらに、令和元年9月20日の奈良市議会本会議において審査請求人による質問に対し、仲川元庸市長が答弁において認めていた個人情報の流出の疑義について、健康医療部長が本会議の直後に実施した記者会見においてその疑義を否定し、議会答弁を違える内容を確かな調査も経ることもなく示したことを受けて、原請求に係る行政文書の内容を確認する必要性が一層高くなった。なお、個人情報の流出の疑義についてさらなる政務調査の必要性も生じたことから、審査請求人は、別途、令和元年10月4日付け

奈良市長あて行政文書開示請求を行った。

しかし、処分庁は、原処分に先立って、請求人が政務調査の対象としていいた個人情報の流出の疑義を示すものを含む数件のメールを除外し、これらを不存在として、令和元年11月1日付け奈健政第124号で行政文書部分開示決定処分(以下「当初処分」という。)を行った。しかも、処分庁は種々の言い訳を弄して合理的な方法による開示を長期間にわたって拒否し続け、実際に審査請求人が開示を受けたのは令和2年3月になってのことであった。

この間、審査請求人の求めにより市議会は市長に対し、原請求と同内容の資料の提出を要求し、これに対しても市長は当初処分と同内容の資料を開示した。そして、審査請求人が市議会議長らに対し、市長による議会提出に係る資料の不適切な取扱いがあったことを報告したこと等を受けて、市長及び健康医療部長らは市議会に謝罪し訂正の申入れをすることともに、処分庁は当初処分について令和2年5月19日付け奈健政第29号で取消処分をするという経緯をたどっている。

そして、原処分においては、少なくとも、既に審査請求人が審査会に提出した「医療政策課の平成30年度の業務について」と題するメール文(隠蔽資料)」により明らかなように、問題となっている個人情報を記録した媒体の所在が不明であることを示すメールの当該部分(以下「本件問題部分」という。)が不開示とされている。

処分庁におけるこれら一連の行為はいずれも、審査請求人が政務調査の対象としていた個人情報の流出の疑義を示す情報を開示しないように企図したものであるものと考えられ、同じくすでに提出した「議会提出に係る不適切な取扱いに関する問責決議案 提案理由説明」に記載しているように、極めて悪質なものである。

### イ 不開示部分の不開示情報の該当性について

以下のとおり、原処分において不開示とされている部分は、条例第7条 第2号及び第3号該当性が問題となる部分は措いても、同条第5号及び第 6号に規定する不開示情報に該当しないことは明らかである。

#### (ア) 条例第7条第5号及び第6号該当性について

条例第7条第5号の趣旨は、市の機関が意思形成過程において行う企画、調整等の事務(以下「第5号該当性」という。)に関する情報には、内部で十分な検討協議がされていないものや、精度の点検がされていないものが含まれている場合があり、これが公開されることにより、市民等に誤解や混乱を与えたり、行政機関内部の自由率直な意見交換が妨げ

られたりするおそれがあるので、公開することにより当該又は同種の事務を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるものは公開しないことができるとしたものと解される。

同条第6号の趣旨は、市の機関が関係者との間で行う監査、検査、取締り、交渉、渉外又は争訟等の事務(以下「6号該当事務」という。)に関する情報には、合意の成立や紛争の解決に向けて事前折衝等をする過程で出された提案や、行政機関内部で対応策を検討する過程で出された種々の意見等が含まれている場合があり、これが公開されることにより、今後、自由な発言、意見交換等が妨げられ、ひいては最終的な取締り方針若しくは合意の成立又は紛争の解決が困難になるおそれがあるので、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものは公開しないことができるとしたものと解される。

市の機関が行う会議の中には、①事務執行のために必要な事項についての関係者との内密の協議を目的として行われたもの(例えば、違法行為の取締り方針や計画の決定のための事前の打合せ、違法行為地及びその隣接地の個々の地権者等に対する事前の意向打診、個々折衝等を目的とする会合等)と、②それ以外の事務を目的として行われたもの(例えば、市の機関内部や県等の関係行政庁との事務打合せのための会合等)とがあり得る。

そのように分けて考えた場合、①の会議の内容が記録された資料を公開し、会議の内容が一般に明らかになると、取締り等に支障を来し、関係者において、不快、不信の念を抱き、また、会議の内容等につき様々な憶測等がされることを危惧することも考えられ、その結果、以後会議への参加を拒否したり、率直な意見表明を控えたりすることも予想される。そうであれば、このような資料を公開することにより当該又は同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるということは否定できない。

しかし、②の会議の内容が記録された資料については、これを公開しても、前記のような不都合な事態が生ずることは考え難い。したがって、このような資料を公開することにより当該又は同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるということはできない。

これを本件についてみると、本件問題部分を始めとして処分庁が不開示とした部分(以下「本件問題部分等」という。)を公開することにより前記のようなおそれがあるというためには、処分庁の責任において、本

件問題部分等に係るメールの送受信が5号該当事務又は6号該当事務に該当し、しかも、それが事務執行のために必要な事項についての関係者との内密の協議を目的として行われたものであり、かつ、本件問題部分等について、その記載内容自体から、あるいは他の関連情報と照合することにより、違法行為の取締り方針や計画の決定に係る情報等が公になる可能性があることを主張ないし立証する必要があるのであって、処分庁において、前示した各点についての判断を可能とする程度に具体的な事実を主張ないし立証しない限り、本件問題部分の公開による前記のようなおそれがあると断ずることはできない。しかし、本件問題部分等について、処分庁は、不開示としたことの具体的な理由を示すところが全くない。

したがって、本件問題部分等は、条例第7条第5号及び第6号の該当性は否定されなければならず、処分庁による権限逸脱ないし濫用によって、違法に不開示とされたものである。

(4) 条例第7条第5号に規定する「市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」 について

憲法の規定する国民主権原理及び条例の規定するその目的から、行政 が保有する情報は開示することが原則であり、不開示とすることが許さ れるのは一定の場合に限られている。

「市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」があるかどうかについては、前記の原則を損なうことのないよう厳格に解釈することが求められる。

「市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」があるというためには、単に情報を開示することが行政にとって都合の悪いものであるということでは足りず、市民のため、市政上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要である。

しかしながら、本件問題部分等が開示されることによっても、現に差し迫った混乱等は具体的に想定されておらず、また、想定され得ないのである。本件問題部分の内容は審査請求人が政務調査の対象としていた事項に関連し、個人情報を記録した媒体の所在が不明であることを示すものである等、処分庁にとって不都合な情報を開示しないように企図したものであることをうかがわせ、市職員が自己保身のために刑法第156条及び第158条第1項に規定する虚偽公文書作成罪及び同行使罪、同法第258条に規定する公用文書毀棄罪に該当する行為に及んでいた場合にはもはや擁護の余地もないが、そうでなくとも、市職員が職務として取り扱う個人情報の管理体制が適切であるかどうかを確認する利益

は当然に認められるものであって、市職員が職務として適切に管理すべき個人情報を記録した媒体の所在が不明であることを前提として、その行方を捜しているような市職員間の杜撰なやり取りが記載されたメール等を秘匿すべき理由は全くないものといわなければならない。

仮にこれにより市民等の間に誤解が生じ得るとしても、行政が説明責任を果たすことによって容易に解消することができるものであり、条例第1条に規定する市民の知る権利を犠牲にしてまでもなお回避すべき「混乱が生じるおそれ」が具体的に存在するものとは到底認められない。本件問題部分等を不開示とすることは、市民の知る権利に対する重大な侵害であり、条例第1条に規定する「公開で開かれた市政を推進すること」等とは真っ向から逆行する判断であるとしかいいようがなく、むしろその不透明な体質こそが、それを巡って市議会等において貴重な時間が費やされ続け、多数の市民等が当初処分は当然として、原処分についても市の情報公開のあり方に不信感を抱き、「市民等の間に混乱」を生じさせることになるのである。

しかし、本件問題部分等について、不開示としたことの具体的な理由 を示すところが全くない。

したがって、本件問題部分等は、条例第7条第5号の該当性は否定されなければならず、処分庁による権限逸脱ないし濫用によって、違法に不開示とされたものである。

#### (ウ) 不開示とすることが許容される情報の性質について

条例第1条によれば、条例の目的は「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進すること」であって、また、我が国の情報公開制度は、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として構築されてきたものである。

そうであるならば、開示請求対象の行政文書の内容が単に行政にとって都合の悪いものであるという事実は、それを理由に不開示とすることは認められず、むしろ、公務の遂行等について市民に対して背信的な行為や意思形成過程に関する内容が含まれていれば、これを開示して市民等の的確な批判の下に公正で民主的な行政の推進のために供するべきであるということが条例の最重要の目的とするところである。

条例第7条第5号の規定により保護されるべき「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」、同条第6号の規定により保護されるべき「事務又は事業の適正な遂行」とはその文理からも明らかなように、当該事務又は事業の内容が適法なものであることが前提であることは論を待たない。同条は、市民の医療機関の受信履歴等を含む個人情報を記録した媒体の所在を巡り、市の機関において、奈良市個人情報保護条例違反、ひいては刑法第235条に規定する窃盗罪、同法第253条に規定する業務上横領罪、同法第247条に規定する背任罪に該当する行為があったことを疑うに足りる市職員間の杜撰なやり取りが記載されたメール等についてまでも開示義務を免除する規定であると解釈することはできない。本件問題部分等の内容は、条例第7条第5号及び第6号の該当性は否定されなければならず、処分庁による権限逸脱ないし濫用によって、違法に不開示とされたものである。

- ウ 当審査会における本件審査請求に係る審査請求人の口頭意見陳述の要旨 は次のとおりである。
  - (ア) 議会でも問題になっていた国民健康保険のデータへルス計画に関わる 個人情報の流出の疑義について、事前に調査したところ、メールによる やり取りがあるとの情報を得たことから、開示請求を行った。
  - (4) 本日の審査会に提出した資料は、この事案に関する医療政策課職員の メールのやり取りであり、このメールを含めた数件のメールが当初の開 示決定において開示されなかった。この事案が問題になっていたにも関 わらず、この数件のメールだけが欠落した決定がされたことは、故意と しか考えられない。
  - (ウ) 処分庁は行政裁量を濫用して条例第7条第5号及び第6号により不開示としている。
  - (エ) 私が認識している不開示部分以外にも不開示とされている文書があり、 それも含めて開示を求める。

#### (3) その他

行政と国民の保有する情報量が非対称化し、ほとんどの国民は情報の受け 手の側にある。条例第1条に規定する知る権利は、憲法第21条により保護 される表現の自由を受け手の側から再構成された重要な権利であり、民主主 義、国民主権原理の適正な実現のために必要不可欠なものである。しかし、処 分庁の取扱いは、行政の民主的統制を破綻させるものであるというほかない。 本件問題部分はもとより、原請求の対象とする全ての資料について、審査

本件問題部分はもとより、原請求の対象とする全ての資料について、番金 会においては厳格に特定した上で、不開示情報の該当性の検討に当たっても、 インカメラ調査を含む条例により付与された調査権限を十分に行使した上で、 妥当な結論を導くよう強く求めるものである。

また、審査会の会長は、前記意見陳述に当たって事前に関係資料を各委員に配布さえしておらず、一部の委員は、多忙であることを理由として関係資料に目を通すことはできない旨を申し述べて憚らなかったが、これらは審査会の会長ないし委員として極めて無責任で非常識な言動である。

審査会の委員は非常勤職員といえども市の機関の一翼を担う公職であり、 会長及び当該委員が今後も審査会の委員を務めるつもりであればよく反省の 上、市民が納めた税金から高額の報酬を与えられていることを自覚し、姿勢 を改めて職務に臨むよう求めるものである。

会長の非常識な事務執行については前記意見陳述の機会において改善を求めたところであるが理解することができないようであったので、審査会の会長の互選に当たっては、事務能力に優れ、少なくとも常識的な事務執行を行う委員を選出するよう各委員に願いたい。

## 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむ ね次のとおりである。

- 1 本件処分は、本件開示請求の内容に基づき特定された全ての文書について、 条例第11条に基づき、不開示情報に該当する部分を除いて開示を行ったもの である。
- 2 不開示情報に該当する部分は、条例第7条第2号、第3号、第4号及び第6号 に該当するものであって、不開示情報該当性に係る判断は、適法かつ適正にな されており、開示すべき情報であるにもかかわらず不開示としているものは存 在しない。
- 3 したがって、本件処分については、条例に定められたとおり、審査請求人の請求に応じて、適正に行政文書の開示決定がなされたものであり、何ら違法又は不当な点がないことは明らかである。

#### 第5 審査会の判断

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書並びに審査会での口頭意見陳述において、本件処分の不開示理由で条例第7条第5号及び第6号には該当しない等本件処分の取消しを主張しているが、処分庁は、本件処分は妥当である旨説明しており、当審査会は、本件対象行政文書をすべて見分し、次のように判断し、別表第1の「開示すべき部分」の欄に掲げる部分については、開示すべき

であり、別表第2の「不開示部分」の欄に掲げる部分については、理由の付記に不備があり、取り消すべきであるが、その余の決定は妥当であると判断した。

なお、本件処分において、条例第7条第5号を理由とする不開示部分はなかった。

## 1 条例の規定について

#### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、同号本文に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を 識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人 を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を 識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とす る趣旨である。そして照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手 し得る情報だけでなく、当該個人の近親者、関係者等であれば保有している 又は入手可能であると通常考えられる情報も指すと解される。

また、同号本文は、特定の個人を識別することはできない情報であっても、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も個人に関する情報の不開示情報の要件としている。

このほか、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### (2) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体(以下「**法人等**」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を不開示とすることを規定している。

これは、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている行政文書を不開示とする

ことを定めたものである。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、本号の不開示情報から除かれるものである。

### (3) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とした上で、「次に掲げるおそれ」として「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及び「オ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を規定している。

なお、同号アから才までは、各実施機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであるが、公にすることによる支障はこれらに限定されるものではなく、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの要件に該当する場合は不開示とされると解される。

### 2 本件対象行政文書について

本件対象行政文書は、本件開示請求で求められた令和元年5月から同年6月までの介護福祉課及び医療政策課職員が送受信したすべてのメールの本文に係る文書であり、添付文書は含まない。

これらのメールは、当該課職員が文書の作成や電子メールの送受信を行う等の日常的な行政事務を遂行するために利用される端末機器で、当該課代表及び職員個人メールアドレスを使用して送受信しているもののうち、本件開示請求で求められた期間内に保有しているメールである。

- 3 本件不開示部分のうち、次の医療政策課代表メールアドレス(インターネット系)送信分について
  - (1) 令和元年5月14日(15時18分及び19時57分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「奈良市議会議員の個人メールアドレス」、「市議会

に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」

- ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、公にすることにより、 悪意のある第三者からのウイルス付きメールや不必要な営利目的によるダ イレクトメールが送付されるおそれを高め、ウイルス付きメールが送付さ れた場合にあっては市の庁内ネットワークシステムへの被害を生ぜしめ、 本来業務と無関係なダイレクトメールを送付された場合にあっては、当該 メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、実施機関の事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号に 該当する。
- イ 「奈良市議会議員の個人メールアドレス」については、個人に関する情報 であって、公にすることにより、特定の個人を識別できるため条例第7条 第2号に該当する。
- ウ 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、当該議員との間で、実施機関内部における答弁書の作成等の議会対応準備事務の一環として、公開を予定しない形でやり取りをされたものと認められる。このメール内容は、公にすれば、当該議員と実施機関との間の質疑に係る今後の意見交換が消極化する等議会対応事務の運営に支障が生じるおそれがあると実施機関が判断したことは不合理なものとは言えず、条例第7条第6号に該当する。
- エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、このURLは、市内部の独立したネットワークであるイントラネット上に構築し、庁内限定で供用するウェブページのURLである。そうすると、当該イントラネットは、庁内の関係部課等を接続し、庁内職員等関係者のみを対象として事務又は事業に必要な情報の通信等処理を行うものであり、内部管理情報や個人情報等の取扱いに慎重を要する情報等を含むネットワークであることが容易に推測される。そのため、当該URLは、不正アクセスの防止や情報漏えいの防止の観点から実施機関の職員等関係者以外に知られることがないよう情報管理上、慎重に取り扱われるべきものであると認められる。また、当該URLが公になると、外部への情報漏えい、外部からの不正アクセス又はサーバ等ネットワークシステムへの攻撃を発生させかねないものである。

したがって、本件URL及び本件アドレスを公にすると、特定の範囲に限定し、又は、特定の当事者に限定し、情報の共有、やり取り等を行うことを目的として当該URLを使用する事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

- (2) 令和元年5月14日(21時18分)付け、同年6月11日(9時14分)付け、同年6月12日(10時29分及び19時47分)付けの「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(標題及び添付ファイル名を含む)」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(標題及び添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (3) 令和元年5月15日(13時52分及び19時4分)付け「奈良市職員の個人メールアドレス」、「奈良市議会議員の個人メールアドレス」、「奈良市議会議員の携帯電話番号」、「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「奈良市議会議員の個人メールアドレス」及び「奈良市議会議員の携帯電 話番号」については、3(1)イと同様であり、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(標題を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (4) 令和元年5月16日(17時41分)付け及び同年6月12日(19時30分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「添付ファイル名」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「事業用メールアドレス」については、日常の事務において庁内又は庁外の関係者等限られた者との連絡を目的として使用するものであると認められ、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、職員の業務用個人電子メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「添付ファイル名」については、3(1)ウと同様の理由であり、条例第7条

第6号に該当する。

- エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (5) 令和元年5月16日(19時41分)付けの「添付ファイル名」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「添付ファイル名」については、3(1)ウと同様の理由であり、条例第7条 第6号に該当する。
  - イ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (6) 令和元年5月16日(19時47分)付け「奈良市議会議員の個人メールアドレス」、「添付ファイル名」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」ア「奈良市議会議員の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様であり、条例第7条第2号に該当する。
  - イ 「添付ファイル名」については、3(1)ウと同様の理由であり、条例第7条 第6号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (7) 令和元年5月24日(14時13分)付けの「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール差出人の氏名」、「ご意見・お問い合わせの内容」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「メール差出人の個人メールアドレス」及び「メール差出人の氏名」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - イ 「ご意見・お問い合わせの内容」については、処分庁における事務又は事業において、市民等から直接寄せられた意見や問い合わせ及びそれらに対する回答であり、事案に対する当該個人の心情の吐露、思想・信条、評価等に関する情報が記録されている。なお、一般的に、市民等から市に寄せられる意見等は、当該市民等の日常生活において、市政のさまざまな分野についての当該個人の主義・主張、心情、経験、生活環境、経歴等に基づくものである。当該不開示部分の事案に関する具体的な評価、具体的な心情の吐露等は、個人識別性がなくても個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第7条第2号後段に該当する。

ただし、当該不開示部分のうち、2行目から4行目まで及び13行目から14行目までの部分については、一般的・抽象的な言辞と言え、これを開示しても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第2号後段には該当せず、また処分庁は、同条第6号の不開

示理由にも該当するとしているが、同部分は一般的・抽象的な言辞であり、 市政に対する率直な意見を躊躇するような結果とはならないことから開示 すべきである。

- ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (8) 令和元年6月4日(18時43分)付け及び同年6月5日(12時45分)付けの「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール差出人の氏名」、「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「メール差出人の個人メールアドレス」及び「メール差出人の氏名」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - イ 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」に ついては、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (9) 令和元年6月5日(21時40分)付け、同年6月7日(23時4分)付け、同年6月11日(23時6分)付け及び同年6月12日(11時13分、11時52分、14時43分、19時38分及び20時27分)付けの「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容 (添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (10) 令和元年6月7日(11時50分)付けの「メール受取人の氏名」、「お問い合わせの内容」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「メール受取人の氏名」については、3(1)イと同様の理由であり、条例 第7条第2号に該当する。
  - イ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「お問い合わせの内容」の4行目から6行目までについては、一般的・抽象的な言辞と言え、これを開示しても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第2号後段には該当せず、また処分庁は、同条第6号の不開示理由にも該当するとしているが、一般

- 的・抽象的な言辞であることから、市政に対する率直な意見を躊躇するような結果とはならないことから開示すべきである。
- (11) 令和元年6月12日(11時21分)付け及び同年6月14日(15時32分)付けの「奈良市議会議員の個人メールアドレス」、「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市議会議員の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様であり、条例第7条第2号に該当する。
  - イ 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (12) 令和元年6月12日(20時13分)付け及び同年6月14日(9時17分 及び15時32分)付けの「市議会に関する議員からの問い合わせや相談に おけるメール内容」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (13) 令和元年6月18日(15時47分及び18時41分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール差出人の郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」、「回答方法」、「ご意見などの記入欄」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール差出人の郵便番号」、 「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」及び「回答方法」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 「ご意見などの記入欄」については、3(7)イと同様であり、条例第7条 第2号後段に該当する。
  - エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)工と同様であり、条例第7条第6号に該当する。

- (14) 令和元年6月18日(17時32分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (15) 令和元年6月28日(22時17分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール差出人の郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」、「回答方法」、「ご意見などの記入欄」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7 条第6号に該当する。
  - ウ 「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール差出人の郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」及び「回答方法」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - エ 「ご意見などの記入欄」については、3(7)イと同様であり、条例第7条 第2号後段に該当する。
  - オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- 4 本件不開示部分のうち、次の医療政策課職員個人メールアドレス (インターネット系) 送信分について
  - (1) 令和元年 5 月 2 4 日 (9 時 1 3 分) 付け、同年 5 月 2 7 日 (9 時 2 0 分) 付け、同年 5 月 3 0 日 (1 0 時 3 0 分) 付け及び同年 6 月 3 日 (9 時 3 4 分) 付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「メール差出人の低人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文」及び「メール文書の頁下段に表示された URL」
    - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
    - イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7条 第6号に該当する。
    - ウ 「メール差出人の氏」及び「メール差出人の個人メールアドレス」につい

ては、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。

- エ 「メール標題」及び「メール本文」については、処分庁の実施する事務事業について、内部通報に関する内容であり、事案に関連する内容、又は当該個人の意見、主張、心情の吐露、評価等に関する具体的な情報が記録されている。したがって、当該不開示部分は、個人識別性がなくても個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第7条第2号後段に該当する。また、通報者の匿名性や通報内容の秘匿性を担保し、通報したことによる不利益から保護することで、法令遵守を目的とした内部通報制度が維持され、法令違反行為の是正が行われるものである。そうすると、事案の内容が公になることにより、通報者が通知したことによる不利益を被ることをおそれて法令違反行為の通報を躊躇することになり、当該違反行為を発見し、是正するという処分庁の実施する法令遵守に関する事務事業に支障を及ぼすおそれが認められることから、条例第7条第6号に該当する。
- オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)工と同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (2) 令和元年6月13日(21時18分、21時20分、21時21分、21時26分、21時41分、21時59分及び22時)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「個人メールアドレス」、「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「個人メールアドレス」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)工と同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (3) 令和元年6月26日(16時4分、16時6分及び17時)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール受取人の個人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、
  - イ 「メール受取人の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様の理由

条例第7条第6号に該当する。

であり、条例第7条第2号に該当する。

ウ 「メール標題」及び「メール本文」については、市民等の身体の状況に関して医療関係者とやり取りした内容であり、当該個人の病状、治療の経過及び治療方針等が記載されており、個人識別性がなくても個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第7条第2号後段に該当する。

なお、処分庁は、この不開示部分は、条例第7条第6号にも該当するとしているが、処分庁と医療関係者との治療に関する情報共有であり、こうしたやり取りが明らかになることにより、関係機関との協議ができなくなる等の支障は生じないことから、同条第6号には該当しないが、上述のとおり、不開示に該当することから結論に影響しない。

- エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (4) 令和元年6月28日(21時38分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「メール差出人の郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」、「回答方法」、「メールアドレス」、「ご意見などの記入欄」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7条 第6号に該当する。
  - ウ 「メール差出人の郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」、「回答方法」及び「メールアドレス」については、3 (1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - エ 「ご意見などの記入欄」については、3(7)イと同様であり、条例第7条第2号後段に該当する。
  - オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- 5 本件不開示部分のうち、次の医療政策課職員個人メールアドレス (インターネット系) 受信分について
  - (1) 令和元年5月10日(16時10分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「ふりがな」、「氏名」、「回答希望」、「ご意見などの記入欄」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
    - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。

- イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7条 第6号に該当する。
- ウ 「ふりがな」、「氏名」、「回答希望」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
- エ 「ご意見などの記入欄」については、3(7)イと同様であり、条例第7条第2号後段に該当する。
- オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (2) 令和元年5月14日(19時57分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」、「奈良市議会議員の個人メールアドレス」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「奈良市議会議員の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様であ り、条例第7条第2号に該当する。
  - エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (3) 令和元年5月15日(15時59分)付け「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール標題」、「添付ファイル名」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール標題」、「添付ファイル名」については、3(1)ウと同様の理由であり、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (4) 令和元年5月15日(19時4分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール標題」、「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」、「電話番号」、「奈良市議会議員の個人メールアドレス」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、

条例第7条第6号に該当する。

- イ 「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- ウ 「電話番号」及び「奈良市議会議員の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様であり、条例第7条第2号に該当する。
- エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (5) 令和元年5月20日(8時12分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール本文」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7条 第6号に該当する。
  - ウ 「メール差出人の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様の理由 であり、条例第7条第2号に該当する。
  - エ 「メール本文」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段 及び同条第6号に該当する。
  - オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (6) 令和元年5月22日(10時12分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文(添付ファイル名を含む)」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール標題」及び「メール本文(添付ファイル名を含む)」については、 不当要求行為に関する事案に関しての不当要求行為者の氏、要求内容及び 処分庁の対応に関する情報であり、特定の個人を識別できるため、条例第 7条第2号に該当する。また、当該事案が継続しており、処分庁における対 応状況が明らかになることにより、当該行為者が異なる手段を講じて処分 庁の不当要求対応を混乱させる等の行為に及ぶおそれが認められることか ら、条例第7条第6号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)工と同様であり、条例第7条第6号に該当する。

- (7) 令和元年5月24日(8時13分)付け、同年5月24日(9時13分)付け、同年5月27日(8時16分)付け、同年5月27日(9時20分)付け、同年5月30日(8時9分)付け、同年5月30日(10時30分)付け、同年6月3日(9時34分)及び同年6月3日(8時15分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「メール差出人の氏」、「メール差出人の個人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7条 第6号に該当する。
  - ウ 「メール差出人の氏」及び「メール差出人の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - エ 「メール標題」及び「メール本文」については、4(1)エと同様であり、条 例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。
  - オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)工と同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (8) 令和元年5月27日(10時21分)付け「奈良市職員の個人メールアドレス」、「添付の画像」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「添付の画像」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2 号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (9) 令和元年6月6日(16時1分)付け、同年6月6日(16時2分)付け、同年6月6日(16時3分)付け及び同年6月6日(16時4分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「差出人の個人メールアドレス」、「添付の画像」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「差出人の個人メールアドレス」及び「添付の画像」については、3(1)イ と同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。

- (10) 令和元年6月10日(19時45分)付け「奈良市職員の個人メールアドレス」、「添付ファイル名」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「添付ファイル名」については、3(1)ウと同様の理由であり、条例第7条 第6号に該当する。
  - ウ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (11) 令和元年6月26日(15時45分及び16時6分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文」、「メール差出人の個人メールアドレス」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール標題」及び「メール差出人の個人メールアドレス」については、 3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 「メール本文」については、4(3)ウと同様であり、条例第7条第6号には 該当しないが、同条第2号後段の不開示情報に該当することから結論に影響しない。
  - エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (12) 令和元年6月26日(15時37分及び16時4分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文」、「メール差出人の個人メールアドレス」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
  - ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
  - イ 「メール差出人の個人メールアドレス」については、3(1)イと同様の理由 であり、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 「メール標題」及び「メール本文」については、4(3)ウと同様であり、条 例第7条第6号には該当しないが、同条第2号後段の不開示情報に該当することから結論に影響しない。
  - エ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (13) 令和元年6月28日(16時1分)付け及び同年6月28日(21時38分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「事業用メールアドレス」、「郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希

- 望」、「回答方法」、「メールアドレス」、「ご意見などの記入欄」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」
- ア 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
- イ 「事業用メールアドレス」については、3(4)イと同様であり、条例第7条 第6号に該当する。
- ウ 「郵便番号」、「住所」、「ふりがな」、「氏名」、「年齢」、「電話番号」、「回答希望」、「回答方法」及び「メールアドレス」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
- エ 「ご意見などの記入欄」については、3(7)イと同様であり、条例第7条第2号後段に該当する。
- オ 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- 6 本件不開示部分のうち、次の医療政策課職員庁内メール(インターネット系) 送信分について
  - (1) 令和元年5月13日(11時57分及び22時54分)付け、同年5月15日(13時5分及び13時40分)付けの「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - (2) 令和元年5月14日(9時3分)付けの「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」 「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」については、3(1)ウと同様の理由であり、条例第7条第6号に該当する。
  - (3) 令和元年5月15日(23時19分)付け、同年6月13日(21時4分及び22時21分)付け及び同年6月14日(8時46分)付けの「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
  - (4) 令和元年5月24日(9時52分)付け及び同年5月30日(12時44分)付けの「メール本文」「メール本文」については、4(1)工と同様であり、 条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。
  - (5) 令和元年 5 月 2 7 日 (8 時 5 5 分) 付けの「職員の氏名」及び「メール本文」 ア 「職員の氏名」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第 7 条第 2

号に該当する。

イ 「メール本文」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段 に該当する。

なお、処分庁は、この不開示部分は、条例第7条第6号にも該当するとしているが、処分庁へ内部通報内容を通報したものではなく、処分庁内部で事案について情報共有したものであり、通報それ自体が明らかとなるものではなく、不利益をおそれて、通報を萎縮する等の事態は生じないことから、同条第6号には該当しないが、上述のとおり、不開示に該当することから結論に影響しない。

- (6) 令和元年5月30日(22時47分)付けの「職員の氏」及び「メール本文 (添付ファイル名を含む)」
  - ア 「職員の氏」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - イ 「メール本文(添付ファイル名を含む)」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。
- (7) 令和元年6月7日(13時26分)付けの「メール標題」及び「メール本文」「メール標題」及び「メール本文」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。
- (8) 令和元年6月13日(16時47分)付け「メール標題」及び「メール本文 (添付ファイル名を含む)」 「メール標題」及び「メール本文(添付ファイ ル名を含む)」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段及び 同条第6号に該当する。
- (9) 令和元年6月14日(10時25分)付けの「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」 「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (10) 令和元年6月26日(12時6分)付け及び同年6月28日(13時3分)付けの「添付ファイル名」「添付ファイル名」については、一般的・抽象的な言辞と言え、これを開示しても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第2号後段には該当せず、また処分庁は、同条第6号の不開示理由にも該当するとしているが、同部分は一般的・抽象的な言辞であり、市政に対する率直な意見を躊躇するような結果とはならないことから開示すべきである。
- 7 本件不開示部分のうち、次の医療政策課職員庁内メール(インターネット系) 受信分について

- (1) 令和元年5月13日(11時57分)付け、同年5月13日(22時54分)付け、同年5月15日(13時5分)付け及び同年5月15日(13時40分)付けの「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (2) 令和元年5月14日(9時3分)付け及び同年5月14日(8時47分)付けの「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (3) 令和元年5月24日(10時47分)付け及び同年5月28日(18時42分)付けの「メール本文」「メール本文」については、4(1)工と同様であり、 条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。
- (4) 令和元年5月27日(8時55分)付けの「職員の氏名」及び「メール本文」 ア 「職員の氏名」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第 2号に該当する。
  - イ 「メール本文」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段に該当する。

なお、処分庁は、この不開示部分は、条例第7条第6号にも該当するとしているが、処分庁へ通報内容を通知したものではなく、処分庁内部で事案について情報共有したものであり、通報それ自体が明らかとなるものではなく、不利益をおそれて、通報を萎縮する等の事態は生じないことから、同条第6号には該当しないが、上述のとおり、不開示に該当することから結論に影響しない。

- (5) 令和元年5月30日(22時47分)付けの「職員の氏」、「メール本文(添付ファイル名を含む)」
  - ア 「職員の氏」については、3(1)イと同様の理由であり、条例第7条第2号に該当する。
  - イ 「メール本文 (添付ファイル名を含む)」については、4(1)工と同様であり、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。
- (6) 令和元年6月7日(10時28分)付けの「メール標題」、「メール本文(添付ファイル名を含む)」 「メール標題」及び「メール本文(添付ファイル名を含む)」については、4(1)エと同様であり、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する。

- (7) 令和元年6月13日(21時1分)付け、同年6月13日(21時4分)付け及び同年6月13日(22時21分)付けの「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む) 「メール標題」及び「市議会に関する議員からの問い合わせや相談におけるメール内容(添付ファイル名を含む)」については、3(1)ウと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- (8) 令和元年6月26日(12時6分)付け及び同年6月28日(13時3分)付けの「添付ファイル名」「添付ファイル名」については、一般的・抽象的な言辞と言え、これを開示しても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第2号後段には該当せず、また処分庁は、同条第6号の不開示理由にも該当するとしているが、同部分は一般的・抽象的な言辞であり、市政に対する率直な意見を躊躇するような結果とはならないことから開示すべきである。
- 8 本件不開示部分のうち、次の介護福祉課代表メールアドレス(インターネット系)受信分について

令和元年5月7日(17時13分)付け及び同年5月22日(10時12分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール標題」、「メール本文」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」

- (1) 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、条 例第7条第6号に該当する。
- (2) 「メール標題」及び「メール本文」については、5(6)イと同様であり、条例 第7条第2号及び同条第6号に該当する。
- (3) 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- 9 本件不開示部分のうち、次の介護福祉課職員個人メールアドレス (インターネット系) 送信分について

令和元年6月14日(17時31分)付け及び同年6月17日(10時40分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール本文」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」

- (1) 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、条 例第7条第6号に該当する。
- (2) 「メール本文」については、介護事業者に対する指導監査に係り当該法人に対する実施機関の対応に関する記述である。実施機関は指導監査に係る当該法人の機密情報に該当することから条例第7条第6号に該当するとして、不開示としているが、すでに過去の指導監査事案であり、処分庁の行う当該指

導監査において、違法もしくは不当な行為を容易すること、またその発見や 正確な事実の把握を困難にするおそれはないことから、同条第6号には該当 しない。

なお、当該「メール本文」は、実施機関内で情報共有する中での指導監査対象法人に関する情報であり、公にすることで、当該法人が指導監査対象となっていることが明らかとなり、当該法人の社会的信用が損なわれ、権利利益が損なわれると考えられることから、条例第7条第3号に該当すると認められるものである。よって、同条第6号に該当するとして不開示としたことは、理由の付記に不備があるというべきである。

- (3) 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- 10 本件不開示部分のうち、次の介護福祉課職員個人メールアドレス (インターネット系) 受信分について

令和元年5月7日(17時13分)付け及び同年5月22日(10時12分)付けの「奈良市職員の個人メールアドレス」、「メール本文」及び「メール文書の 頁下段に表示されたURL」

- (1) 「奈良市職員の個人メールアドレス」については、3(1)アと同様であり、 条例第7条第6号に該当する。
- (2) 「メール本文」については、5(6)イと同様であり、条例第7条第2号及び 同条第6号に該当する。
- (3) 「メール文書の頁下段に表示されたURL」については、3(1)エと同様であり、条例第7条第6号に該当する。
- 11 本件不開示部分のうち、次の介護福祉課職員庁内メール(インターネット 系)送信分について

令和元年5月8日(16時)付け及び同年5月23日(14時57分)付けの「メール本文」「メール本文」については、9(2)と同様であり、当該法人の社会的信用が損なわれ、権利利益が損なわれると考えられることから、条例第7条第3号に該当すると認められるものである。よって、同条第6号に該当するとして不開示としたことは、理由の付記に不備があるというべきである。

12 本件不開示部分のうち、次の介護福祉課職員庁内メール(インターネット系)受信分について

令和元年5月8日(11時41分)付け及び同年5月17日(8時47分)付けの「メール本文」「メール本文」については、9(2)と同様であり、当該法人の社会的信用が損なわれ、権利利益が損なわれると考えられることから、条例第7条第3号に該当すると認められるものである。よって、同条第6号に該当

するとして不開示としたことは、理由の付記に不備があるというべきである。

- 13 上記3から12まで以外のメールについて、次の(1)から(4)までの各部分に 応じ、それぞれ(1)から(4)までの理由により不開示とした処分庁の決定は妥当で ある。
  - (1) 「市民や法人等事業者の従業員等の氏名、個人メールアドレス、電話番号、 住所、郵便番号及び年齢といった個人に関する情報」 条例第7条第2号に 該当する。
  - (2) 「外部に公開されていない法人等のメールアドレス」 条例第7条第3号 に該当する。
  - (3) 「公表されていない警部補以下の警察職員氏名」 条例第7条第4号に該当する。
  - (4) 「国の官庁等、地方公共団体等の公務員個人メールアドレス」、「国及び地方公共団体の事業用メールアドレス」、「特定のサイトへアクセスするためのアドレス情報」、「ホームページサイトへログインするためのパスワード、ユーザーID及びURL並びに暗号化ファイルを展開するためのパスワード等のパスワード情報」及び「メール文書の頁下段に表示されたURL」条例第7条第6号に該当する。
- 14 本件対象行政文書以外の文書について

本件対象行政文書以外に行政文書が存在しないかについて、当審査会が確認 したところ別表第3の行政文書が確認されたことから、本件開示請求の対象と なる行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

#### 15 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日		審 査 経 過		
令和2年	8月19日	審査庁から諮問を受けた。		
令和2年	8月25日	令和2年度第5回審査会		
		1 審査請求についての概要説明を受けた。		
		2 審査請求人の口頭意見陳述を行った。		
		3 処分庁から口頭による説明を受けた。		
令和2年	9月25日	令和2年第6回審査会		

	事案の審議を行った。
令和2年10月16日	令和2年度第7回審査会
	事案の審議を行った。
令和2年11月13日	令和2年第8回審査会
月4月2年11月15日	1 処分庁から事情聴取を行った。
	2 事案の審議を行った。
令和2年12月11日	令和2年度第9回審査会
	事案の審議を行った。
令和3年 1月29日	令和2年度第10回審査会
月和3年 1万23日	事案の審議を行った。
令和3年 2月25日	令和2年度第11回審査会
11419 + 271291	事案の審議を行った。
令和3年 3月17日	令和2年度第12回審査会
1440 T 07111 H	事案の審議を行った。
令和3年 4月28日	令和3年度第1回審査会
17/10   4/12 0	事案の審議を行った。
令和3年 6月18日	令和3年度第3回審査会
13/110 1 0/110 1	事案の審議を行った。
令和3年 7月16日	令和3年度第4回審査会
141110111111111111111111111111111111111	事案の審議を行った。
令和3年 8月 2日	令和3年度第5回審査会
	事案の審議を行った。
令和3年 8月25日	令和3年度第6回審査会
	事案の審議を行った。
令和3年 9月10日	令和3年度第7回審査会
	事案の審議を行った。
令和3年10月25日	令和3年度第8回審査会
	事案の審議を行った。
令和3年11月26日	令和3年度第9回審査会
	事案の審議を行った。
令和3年12月17日	令和3年度第10回審査会
	答申案のとりまとめを行った。
令和4年 1月26日	審査庁に対して答申を行った。

# ○ 奈良市情報公開審査会委員(敬称略)

氏 名	役 職 名	備考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法学部教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	

# 別表第1

# 1 インターネット系医療政策課代表メール(送信分)

行政文書の件名	不開示部分	不開示理由	開示すべき部分
2019年5月24日	メール受取人の個人メ	条例第7条第2号及び	ご意見・お問い合わせの内
付け 14 時 13 分	ールアドレス、メール	第6号	容の2行目から4行目まで
	受取人の氏名、ご意見・		及び13行目から14行目
	お問い合わせの内容及		まで
	びメール文書の頁下段		
	に表示されたURL		
2019年6月7日	メール受取人の氏名、	条例第7条第2号及び	メール本文の4行目から6
付け 11 時 50 分	お問い合わせの内容及	第6号	行目まで
	びメール文書の頁下段		
	に表示されたURL		

# 2 インターネット系医療政策課職員庁内メール (送信分)

行政文書の件名	不開示部分	不開示理由	開示すべき部分
2019年6月26日	添付ファイル名	条例第7条第2号及び	添付ファイル名
付け12時6分及		第6号	
び同月 28 日付け			
13 時 3 分			

# 3 インターネット系医療政策課職員庁内メール (受信分)

行政文書の件名	不開示部分	不開示理由	開示すべき部分
2019年6月26日	添付ファイル名	条例第7条第2号及び	添付ファイル名
付け12時6分及		第6号	
び同月 28 日付け			
13 時 3 分			

# 別表第2

区分	文書等種別	該当文書	不開示部分
介護福祉課	インターネット系職	令和元年6月14日付け17時	メール本文の5行目から7
	員個人メール送信分	31 分	行目まで
		令和元年6月17日付け10時	メール本文の6行目から1
		40 分	0行目まで
	インターネット系職	令和元年5月8日付け16時	メール本文の3行目から5
	員庁内メール送信分	00分	行目まで及び8行目から1
			1行目まで

	令和元年5月23日付け14時	メール標題、メール本文及
	57 分	び添付ファイル名に記載の
		法人事業者の施設名
インターネット系職	令和元年5月8日付け11時	メール本文及び添付ファイ
員庁内メール受信分	41 分	ル名に記載の法人事業者の
		施設名
	令和元年5月17日付け8時	メール標題及び添付ファイ
	47 分	ル名に記載の法人事業者の
		施設名

# 別表第3

区分	文書等種別	該当文書
医療政策課	LGWAN 系代表メール受信分	令和元年 5 月 8 日付け 9 時 18 分及び 15 時
		21 分
		令和元年 5 月 10 日付け 14 時 40 分
		令和元年 6 月 19 日付け 14 時 31 分
		令和元年 6 月 28 日付け 18 時 53 分